



食安基発 0326001 号

平成 16 年 3 月 26 日

帝人化成株式会社
代表取締役社長
藤井 高信 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

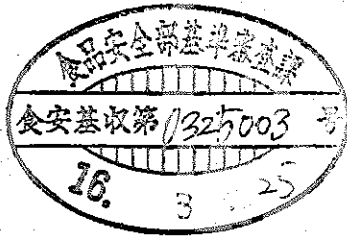


化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート

(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装について(回答)

平成 15 年 12 月 24 日付で貴社より照会のあった、帝人グループの開発した「化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装」について、食品安全委員会に意見を求めたところ、別添のとおり平成 16 年 3 月 25 日付けで「化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装については、現在の PET と同じ用途内において、食品に直接接触する容器包装として使用することは可能である。」との食品健康影響評価の結果が通知されました。

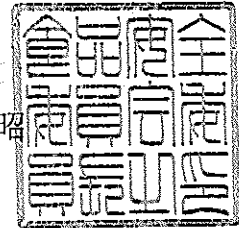
これを踏まえ、厚生労働省としては今回照会のあった「化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装」については、貴社より提出された資料に記載されている工程、品質管理等が適正に実施されるのであれば、食品衛生法第 16 条及び第 18 条第 2 項の規定に抵触するおそれはないと判断するので通知します。



府食第357号
平成16年3月25日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



厚生労働省発食安第1225001号に係る食品健康影響評価の
結果の通知について

平成15年12月25日付け厚生労働省発食安第1225001号をもって
貴省より当委員会に対して意見を求められた化学分解法により再生したポリエ
チレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装に係る食品
健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分
とする合成樹脂製の容器包装については、現在のPETと同じ用途内において、
食品に直接接触する容器包装として使用することは可能である。